

# 協議会だより

全国厚生労働関係部局長  
会議資料が厚労省ホーム  
ページに掲載されました

「全国厚生労働関係部局長会議」とは、厚生労働省が主催する都道府県、指定都市および中核市の部局長等を対象とした会議です。

二〇二二年一月二六日、「全国厚生労働関係部局長会議」の資料が厚生労働省ホームページに掲載されました。二〇二〇年度も「新型コロナウイルス感染症」予防の観点から、参集形式での会議は実施されず、資料及び説明動画の掲載のみです。

会議資料は説明資料と詳細資料（文章と図示）で構成されています。説明資料には、「令和三年度予算案における主な拡充内容」が、つぎのように示され

ています。

（令和三年度予算案における主な拡充内容）

（一）放課後児童クラブ育成支援体制強化事業（仮称）

① 事業内容 遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が宿題に取り組むよう進捗管理のサポート等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要経費に対する補助。

② 実施主体 市町村（特別区及び一部事務組合を含む）。ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができる。

③ 補助率 国三分の一、都道府県三分の一、市町村三分の一

④ 令和三年度補助基準額（案） 一支援の単位当たり年額一四四・三万円

（二）放課後児童クラブ第三者評価推進事業（仮称）

① 事業内容 放課後児童クラブの第三者評価の推進を図るため、当該評価の受審に必要な費用に対する補助。

② 実施主体 市町村（特別区及び一部事務組合を含む）。ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができる。

③ 補助率 国三分の一、都道府県三分の一、市町村三分の一

④ 令和三年度補助基準額（案） 一クラブ当たり年額三〇万円

二〇二二年一月一八日、全国学童保育連絡協議会（以下、全国連協）が、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課健全育成推進室と懇談を行った折に、「令和三年度予算案における主な拡充内容」について質問しました。

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課健全育成推進室からは、「育成支援に係る体制の強

化」の例示にある「児童が宿題を取り組むなどの促しや進捗管理などのサポート」について、つぎのように説明を受けました。

・放課後児童クラブでの宿題については、学習環境を整えて、自主的に子どもたちが取り組むものと「放課後児童クラブ運営指針」で示しており、その補助のことを想定している。

また、「第三者評価受審の推進」については、つぎの説明を受けました。

・福祉サービス第三者評価事業は、厚生労働省と全国社会福祉協議会（全社協）とで取り組んでいて、その制度に放課後児童クラブを盛り込む作業を現在行っている。ほかの福祉施設（介護、障害、児童）と同様に、第三者評価基準を検討してガイドラインを発出することになる。これを各都道府県の推進機構において、各都道府県版の第三者評価基準を策定してい

ただ、それにもとづいて、各都道府県内の評価機関が各放課後児童クラブと契約していただき、評価を実施していただく流れとなっている。市町村で適宜判断していただいて、その基準を活用していただくことを期待したい。

・基準については、できるかぎり早期にお示しし、年度当初から進められるような周知を図りたい。

・評価者については、あくまでも「第三者」ということになるので、放課後児童クラブを専門に理解されていない方でも評価していただけるような基準を、全社協と協力しながら、策定していく。

・評価制度全般については、省内の社会・援護局が担当している。全社協と連携して評価者を養成し、課としては放課後児童クラブの基準ができた際には、評価者に放課後児童クラブという事業を理解していただく

るよう、周知などをしてまいりたい。

今後開催される「全国児童福祉主管課長会議」でさらにくわしいことがわかりたい、お知らせします。

なお、二〇二〇年一月に開催された「全国厚生労働関係部局長会議」において、「基礎資格を有する研修未受講者は参酌化施行後三年の見直しまでの間（二〇二三年三月三十一日まで）に研修修了を予定している者」も、補助要綱上は「放課後児童支援員」と見なし、これまで同様に補助するという考えが示されました。

その後、同年三月に開催された「全国児童福祉主管課長会議」において、「研修計画を立て、原則採用から一年以内に研修修了をさせるよう努める」との考えが示されたことを受けて、二〇二一年の「全国厚生労働関係部局長会議」資料には、「都

道府県等におかれては、当該者が早期に認定資格研修を受講できるように機会の確保に努めていただきます」との考えが示されています。

また、「新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る支援について」は新たに項目が起これ、各市町村におかれては、支援を必要とするすべての放課後児童クラブへ支援が行きわたるよう、予算措置にご配慮いただきたい」と記されていました。

### ＜指導員の処遇改善のための事業の実施状況＞

詳細資料では、「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」について、「実施率が低調なことから、各市町村におかれては積極的活用いただき、放課後児童支援員等の処遇改善に取り組んでいただきたい」と強調する記述があった

うえで、これらの事業の実施状況をまとめた資料が示されています。

二〇二〇年度に「放課後児童支援員等処遇改善等事業」を実施した市区町村数は三〇四（前年は三二九）で、学童保育を実施している全市区町村数の二〇・九パーセントにあたります。また、「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を実施した市区町村数は、四三二（前年は三八〇）で、学童保育を実施している全市区町村数の二六・六パーセントでした。

「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を実施した市町村数が増えたように見えますが、「二〇一九年は実施したのが、二〇二〇年は実施しなかったところ」が一七ありました。全国連協では、こうした状況の経緯については分析が必要だと考えています。各地域で把握した情報などがあれば、ぜひお知らせください。